

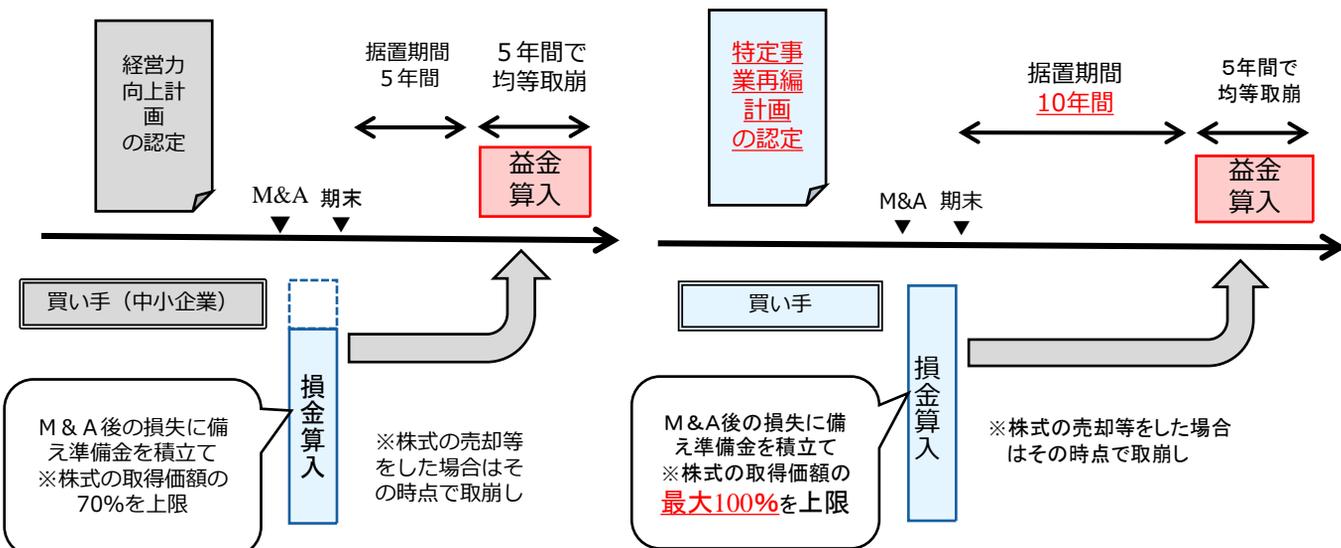
## 法人税

## 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充

- ① 事業承継・再編後の損失に備える現行制度を見直し、**令和9年3月31日まで3年延長**する。
- ② 中小企業の深刻な後継者不足、投資拡大や人材育成を後押しし、中堅・中小企業の成長を促すため**複数回のM&Aを実施する場合は、株式取得額の100%を税務上の損金として扱えるように変更し、準備金の据置期間は5年から10年へ延長**する
- ※②は産業競争力強化法の改正法の施行日から**令和9年3月31日まで**の間に適用

① 現行制度（**3年延長**）

## ② 新制度



※図については経営革新等支援機関推進協議会資料より抜粋

|     | 適用時期                      | 出資額の要件       | 積み立て上限  | 準備金取崩期間        | 準備金据置期間 | 追加要件【制度適用不可】         |
|-----|---------------------------|--------------|---|----------------|---------|----------------------|
| 現行  | ～令和9年3月31日<br>(適用期限3年延長)  | 10億円以下       | 株式等の取得価額の <b>70%</b>                                  | 5年均等<br>(益金算入) | 5年間     | —                    |
| 改正案 | ～令和9年3月31日<br>(改正法の施工日から) | 1億円以上100億円以下 | 最初に取得をした株式等 <b>90%</b><br>それ以外の株式等(2社目以降) <b>100%</b> |                | 10年間    | 一定の表明保証<br>保険契約締結の場合 |

## 交際費等の損金不算入制度について

次の措置を講じた上で、その適用期限を3年延長する

- 損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を**1人当たり1万円以下**（現行：5,000円以下）**に引き上げる**。 **※令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用する**。
- 接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る**損金算入の特例の適用期限を3年延長**する。

法人が支出した交際費等の額は、原則としてその全額を損金の額に算入しないこととされているが、現行法上、「得意先、仕入先等社外の者の慶弔、禍福に際し支出する金品等の費用」については、通常要する金額の範囲内であること及び帳簿等に一定事項を記載することを要件として、税務上の交際費等から除外されており、**今回この損金算入要件が緩和されることとなった。**